平成２９年度
美郷町簡易水道水質検査計画

平成２９年４月

美郷町建設課

１．基本方針

住民の皆様が安心して水道水をご利用頂くために、水源の状況に応じ適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることを理解頂くため、水道水の水質検査計画を作成し、その水質検査結果について公表するものです。

２．水道事業の概要

美郷町の水道は、水源として江の川水系表流水と地下水を利用し、１５ヶ所の浄水場にて浄水処理を行い、下記のとおり給水を行っています。

浄水場名	所在地	水源	浄水方法	給水能力	給水区域
粕渕浄水場	粕　渕	地下水	膜ろ過	９５１	粕渕・浜原・滝原亀村・野井の全域、久保・高畑の一部
湯抱浄水場	湯　抱	地下水	緩速ろ過	６４	湯抱の全域
栗原浄水場	吾　郷	表流水	緩速ろ過	２０６	吾郷・簗瀬の全域乙原（竹・田水を除く）
別府浄水場	別　府	地下水	滅菌処理	６０	別府の全域
君谷浄水場	小　林	地下水	急速ろ過	１２８	京覧原・杁谷の全域内田（米山を除く）
酒谷浄水場	酒　谷	地下水	滅菌処理	７２	酒谷（光峠を除く）
湯谷浄水場	千　原	地下水	緩速ろ過	５８	石原・千原の全域
九日市浄水場	九日市	地下水	緩速ろ過	５７	九日市の全域

熊見浄水場	熊　　見	地下水	緩速ろ過	１２０	熊見・上川戸の全域
潮浄水場	潮　　村	地下水	緩速ろ過	８４	潮村・長藤曲利の全域
都賀行浄水場	都賀行	地下水	緩速ろ過	１１２	都賀行郷上・郷下（艾を除く）、山根、天神、神田
比之宮浄水場	村之郷	表流水	急速ろ過 緩速ろ過	１４８	宮内、比敷、村之郷の全域
本郷浄水場	都賀本郷	表流水	急速ろ過	３０１	上野、長藤原の一部都賀本郷（大原迫を除く）
都賀西浄水場	都賀西	地下水	急速ろ過	１８７	都賀西（乙谷を除く）
上野給水施設	上　　野	地下水	滅菌処理	３２	上野の一部（飯谷を除く）

３．原水及び浄水の水質状況

湯抱・栗原・比之宮・本郷の各浄水場では、水源である表流水に糞便性大腸菌群の検出があります。

粕渕・湯谷・九日市・熊見・潮・都賀行の各浄水場においては、水源である浅層地下水に糞便性大腸菌群の検出があります。

しかし、ここで検出された大腸菌群等は、各浄水場でろ過処理及び滅菌処理を行うことにより除去されています。

別府・君谷・酒谷・都賀西・上野の各浄水場においては、深層地下水を水源としておりますので、糞便性大腸菌群などの検出例もなく、比較的安定した状況と言えます。ただし、君谷浄水場においては、基準値を超えるマンガンが検出されましたので、これを除去する装置が付設されています。

４．水質検査を行う項目・頻度及び採水箇所

水道法施行規則第１５条第１項の規定に基づき、水質基準項目（５１項目）の水質検査を水道施設毎に行っています。

検査頻度については、昨年に引き続き其れまでの過去３年間の測定結果が基準値の１

０分の１以下であれば最大３年に１回以上、１０分の２以下であれば最大１年に１回以上、それ以上であれば年４回以上の測定が必要とされるため、別表１～１６に示すとおり検査を行います。また、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を１日１回以上行います。採水箇所は、原水においては各水源地、浄水においては各系統の管末に位置する場所を選定し、それぞれに採水を行います。

５．臨時の水質検査

水源等の水質に異常が確認され、その異常に浄水処理での対応が困難で、水質基準を満たせない恐れがある時は、直ちに取水を停止するなど必要な措置をとると共に、水源や浄水場など必要な場所で安全が確認されるまで臨時の水質検査を行います。

６．水質検査の方法

定期検査については、水道法第２０条第３項に規定する厚生労働大臣登録の水質検査機関に委託します。

毎日検査については、担当職員で行います。

７．水質検査計画及び検査結果の公表

①水質検査計画は、美郷町のホームページで公表します。

②検査結果及び評価については、美郷町のホームページ及び広報誌で公表します。

８．その他

本水質検査計画、その他水道事業についてご意見がございましたら建設課までご連絡下さい。

○別添資料

（１） 別表１～１６　水質検査計画表（検査項目・頻度及び採水箇所）

（２） 別表１７　水質検査計画表（年度別）

（別表1）

粕渕・浜原簡易水道　　美郷町役場

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　(硬度)	300mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表2）

粕渕・浜原簡易水道　　湯抱公衆トイレ

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表3）

吾郷地区簡易水道　　築瀬集会所

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表4）

別府地区簡易水道　　林邸

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表5）

君谷地区簡易水道　　杤谷ポンプ所

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　(硬度)	300mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表6）

酒谷地区簡易水道　酒谷駐車場

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表7）

石原地区簡易水道　　石原ポンプ所

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表8）

石原地区簡易水道　　沢谷駅

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表9）

石原地区簡易水道　　沢谷交流センター

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表10）

石原地区簡易水道　　上原土木

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表11）

潮簡易水道　　潮駅

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表12）

都賀行簡易水道　　都賀行交流センター

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表13）

比之宮簡易水道　　比之宮交流センター

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表14）

都賀簡易水道　　大和事務所

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表15）

都賀地区簡易水道　　大和小学校

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	4回／1年	基準の20%以上
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

（別表16）

都賀簡易水道　　上野ふれあい会館

項目No.	水質基準項目	基準値	検査頻度	設定理由
1	一般細菌	100個/mℓ以下	1回／月	省略不可
2	大腸菌	検出しないこと	1回／月	省略不可
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
15	1，4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
16	シス－1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	1回／3月	省略不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
34	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
35	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
39	カルシウム、マグネシウム等　（硬度）	300mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	1回／1年	基準の10%以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
45	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	1回／3年	基準の10%以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/ℓ以下	1回／月	省略不可
47	pH値	5.8～8.6	1回／月	省略不可
48	味	異常でないこと	1回／月	省略不可
49	臭気	異常でないこと	1回／月	省略不可
50	色度	5度以下	1回／月	省略不可
51	濁度	2度以下	1回／月	省略不可

水質検査計画表（年度別）

（平成29年度）　　（別表17）

区分	採水箇所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
浄水	粕渕・浜原簡易水道 美郷町役場	□■ As TR B Na TH	□	□	□■ As TR	□	□	□■ As TR	□	□	□■ As TR	□	□
	粕渕・浜原簡易水道 湯抱公衆便所	□■ As TH TR F	□	□	□■ As TH TR	□	□	□■ As TH TR	□	□	□■ As TH TR	□	□
	別府地区簡易水道 林　邸	□■ TR TH As	□	□	□■ TR	□	□	□■ TR	□	□	□■ TR	□	□
	石原地区簡易水道 沢谷駅	□■ TH TR F	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	石原地区簡易水道 上原土木	☆	□	□	□■ TR	□	□	□■ TR	□	□	□■ TR	□	□
	石原地区簡易水道 石原ポンプ所	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	石原地区簡易水道 沢谷交流センター	☆	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	酒谷地区簡易水道 酒谷駐車場	□■ F TR	□	□	□■ F	□	□	□■ F	□	□	□■ F	□	□
	君谷地区簡易水道 杉谷ポンプ所	□■ As F TR Na TH	□	□	□■ As F TR	□	□	□■ As F TR	□	□	□■ As F TR	□	□
	吾郷地区簡易水道 築瀬集会所	□■ TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	都賀簡易水道 大和事務所	□■ TR Al	□	□	□■ Al	□	□	□■ Al	□	□	□■ Al	□	□
	都賀簡易水道 大和小学校	□■ F Al TH TR	□	□	□■ F Al	□	□	□■ F Al	□	□	□■ F Al	□	□
	比之宮地区簡易水道 比之宮交流センター	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	都賀行簡易水道 都賀行交流センター	□■ Mn TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
	潮地区簡易水道 潮駅	□■ As TR	□	□	□■ As	□	□	□■ As	□	□	□■ As	□	□
	都賀簡易水道 上野ふれあい会館	□■ F Al TR	□	□	□■	□	□	□■	□	□	□■	□	□
原水	粕渕・浜原簡易水道 粕渕水源第1取水井										★ク指		
	粕渕・浜原簡易水道 粕渕水源第2取水井	指			指			指			★指		
	粕渕・浜原簡易水道 粕渕水源第3取水井										★ク指		
	粕渕・浜原簡易水道 湯抱水源										★ク指		
	石原地区簡易水道 熊見水源										★ク指		
	石原地区簡易水道 湯谷水源	指			指			指			★指		
	石原地区簡易水道 九日市水源										★ク指		
	石原地区簡易水道 石原上の井戸	ク 指	指	指	ク 指	指	指	ク 指	指	指	★ク指	指	指
	酒谷地区簡易水道 酒谷第1水源	指			指			指			★指		
	酒谷地区簡易水道 酒谷第2水源	指			指			指			★指		
	君谷地区簡易水道 小林水源	指			指			指			★指		
	別府地区簡易水道 別府水源	指			指			指			★指		
	吾郷地区簡易水道 椿谷水源										★ク指		
	都賀簡易水道 都賀本郷取水地	★ク指											
	都賀簡易水道 都賀西取水地	★指			指			指			指		
	比之宮地区簡易水道 比之宮取水地	★ク指											
	都賀行簡易水道 都賀行取水地	★ク指											
	潮地区簡易水道 潮取水地	★ク指											
	都賀簡易水道 上野取水地	★ク指	指	指	ク 指	指	指	ク 指	指	指	ク 指	指	指

□：基本項目検査　■：3ヶ月毎検査　☆：全項目検査（浄水）
Pb：鉛及びその他化合物　As：ひ素及びその他化合物　F：フッ素及びその他化合物　B：ほう素及びその他化合物　Al：ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその他化合物
Fe：鉄及びその他化合物　Na：ﾅﾄﾘｳﾑ及びその他化合物　TH：ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）　TR：蒸発残留物
★：全項目検査（原水）　指：ｸﾛﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ指標菌検査　ク：ｸﾛﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ・ｼﾞｱﾙｼﾞｱ検査
赤字は、20%超過項目（年4回）、青字は、10%超過項目（年1回）